



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月18日金曜日 第2589号外1

◇ 目 次 ◇  
条 例

職員の配偶者同行休業に関する条例.....（人事課）..... 1  
 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 5  
 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ ）..... 8  
 愛媛県特別会計条例等の一部を改正する条例.....（子育て支援課）..... 8  
 愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例.....（農産園芸課担い手・農地保全対策室）.....10  
 愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....（財政課）.....11

条 例

○愛媛県条例第35号

職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように公布する。

平成26年7月18日

愛媛県知事 中村時広

職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び法第22条第1項の規定による条件付採用期間中の職員を除き、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。次条及び第5条において同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

**第2条** 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

**第3条** 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

**第4条** 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げる事由に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

**第5条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

**第6条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

**第7条** 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第9条の規定による有給休暇（当該職員がこれらの条例の適用を受けない者である場合にあっては、これに相当する有給休暇）を受けることとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認をすることとなったこと。

（届出）

**第8条** 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

**第9条** 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

**第10条** 配偶者同行休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員を除く。次項において同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

**第11条** 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての愛媛県職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（人事委員会規則への委任）

**第12条** この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

2 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の種類）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 加給の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。第7条及び第15条の5において同じ。）、<u>超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、期末手</u></p>	<p>（給与の種類）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 加給の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。第7条及び第15条の4において同じ。）、<u>超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、期末手</u></p>

<p>当及び勤勉手当とする。</p> <p><b>第15条の3</b> 省略</p> <p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><b>第15条の4</b> 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第2条(同条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた職員には、同条例第1条に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p><b>第15条の5</b> 省略</p>	<p>当及び勤勉手当とする。</p> <p><b>第15条の3</b> 省略</p> <p><b>第15条の4</b> 省略</p>
--	--

(愛媛県職員定数条例の一部改正)

- 3 愛媛県職員定数条例(昭和30年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数外職員)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる職員は、定数の外に置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、同項第1号から第3号までに掲げる職員にあつては第2条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を、同項第4号に掲げる職員にあつては同条第1号及び第7号の職員の員数が同条第1号及び第7号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数の外に置く。</p>	<p>(定数外職員)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる職員は、定数の外に置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 前項各号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、同項第1号及び第2号<u>に</u>掲げる職員にあつては第2条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を、同項第3号に掲げる職員にあつては同条第1号及び第7号の職員の員数が同条第1号及び第7号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数の外に置く。</p>

(愛媛県学校職員定数条例の一部改正)

- 4 愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数外学校職員)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる学校職員は、定数の外に置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業をしている学校職員</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(定数外学校職員)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる学校職員は、定数の外に置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県警察職員定数条例の一部改正)

- 5 愛媛県警察職員定数条例(昭和33年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数外職員)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業をしている職員は、前条に定める定数の外に置く。</u></p>	<p>(定数外職員)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 省略</p>

4 省略

5 前各項の職員が職務に復帰した場合において、前条第1項に掲げる職員の員数が同条に定める定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、同条に定める定数の外に置く。

6 省略

3 省略

4 前3項の職員が職務に復帰した場合において、前条第1項に掲げる職員の員数が同条に定める定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、同条に定める定数の外に置く。

5 省略

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第19条の3</b> 省略 (配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><b>第19条の4</b> 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第2条(同条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた職員には、<u>同条例第1条に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p><b>第19条の5</b> 省略</p>	<p><b>第19条の3</b> 省略</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)~(3) 省略 (4) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (5) 省略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第12条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)~(3) 省略 (4) 省略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p><b>第12条</b> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 省略</p>

(愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 8 愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p><b>第2条</b> 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 (1)~(3) 省略 (4) <u>休業の状況</u></p>	<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p><b>第2条</b> 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 (1)~(3) 省略</p>

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

( 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正 )

- 9 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年愛媛県条例第60号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 大学院等派遣研修費用の償還 )</p> <p><b>第 3 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項第 2 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第 1 条に規定する配偶者同行休業をした期間</u></p>	<p>( 大学院等派遣研修費用の償還 )</p> <p><b>第 3 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項第 2 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

○愛媛県条例第36号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 県民税の税率 )</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 県民税の法人税割の税率は、<u>100分の3.2</u>とする。</p> <p>5～8 省略</p> <p>( 寄附金税額控除 )</p> <p><b>第14条の2 省略</b></p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第13条第8項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>	<p>( 県民税の税率 )</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 県民税の法人税割の税率は、<u>100分の5</u>とする。</p> <p>5～8 省略</p> <p>( 寄附金税額控除 )</p> <p><b>第14条の2 省略</b></p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第13条第8項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p>

省略	
1,800万円を超え4,000万円以下の金額	省略
4,000万円を超える金額	100分の45

(2)・(3) 省略

(外国税額控除)

**第15条** 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の3に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額（同条に規定する金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

**附 則**

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

**第4条の3** 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第7条の5の2** 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。

省略		
1,800万円を超える	金額	省略

(2)・(3) 省略

(外国税額控除)

**第15条** 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の3に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額 \_\_\_\_\_ を超える額があるときは、令第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額（同条に規定する金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

**附 則**

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

**第4条の3** 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで \_\_\_\_\_ の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第7条の5の2** 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表 \_\_\_\_\_ 中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、 \_\_\_\_\_ 「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、 \_\_\_\_\_ 「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、 \_\_\_\_\_ 「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、 \_\_\_\_\_ 「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、 \_\_\_\_\_ 「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と \_\_\_\_\_ 、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

( 中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税 )

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 省略

( 法人の事業税の税率の特例 )

**第19条** 省略

2 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

( 中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税 )

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 省略

( 法人の事業税の税率の特例 )

**第19条** 省略

2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4条の3の改正規定及び附則第4項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第14条の2第2項第1号の表及び附則第7条の5の2の改正規定並びに次項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第15条の改正規定及び附則第3項の規定 平成30年1月1日

( 県民税に関する経過措置 )

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第14条の2第2項第1号及び附則第7条の5の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第15条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第4条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例第13条第4項並びに附則第17条及び第18条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

( 事業税に関する経過措置 )

6 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第37号

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成28年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成26年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県特別会計条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別会計条例等の一部を改正する条例

（愛媛県特別会計条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県特別会計条例（昭和39年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金特別会計</td> <td>母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	省略		母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正	<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子寡婦福祉資金特別会計</td> <td>母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	省略		母子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正
名 称	目 的												
省略													
母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正												
名 称	目 的												
省略													
母子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正												







○愛媛県条例第40号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成6年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																								
<p><b>愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</b>                      （選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p><b>第2条</b> 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項及び第8項の規定により、愛媛県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">選 挙 区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">議員数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊予郡選挙区</td> <td>伊予郡松前町及び砥部町</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>南宇和郡選挙区</td> <td>南宇和郡愛南町</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>松山市・上浮穴郡選挙区</td> <td>松山市及び上浮穴郡久万高原町</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td>今治市・越智郡選挙区</td> <td>今治市及び越智郡上島町</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>宇和島市・北宇和郡選挙区</td> <td>宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市・西宇和郡選挙区</td> <td>八幡浜市及び西宇和郡伊方町</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>新居浜市選挙区</td> <td>新居浜市</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>西条市選挙区</td> <td>西条市</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>大洲市・喜多郡選挙区</td> <td>大洲市及び喜多郡内子町</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>伊予市選挙区</td> <td>伊予市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>四国中央市選挙区</td> <td>四国中央市</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>西予市選挙区</td> <td>西予市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>東温市選挙区</td> <td>東温市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 区		議員数	名 称	区 域	伊予郡選挙区	伊予郡松前町及び砥部町	2人	南宇和郡選挙区	南宇和郡愛南町	1人	松山市・上浮穴郡選挙区	松山市及び上浮穴郡久万高原町	16人	今治市・越智郡選挙区	今治市及び越智郡上島町	6人	宇和島市・北宇和郡選挙区	宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	4人	八幡浜市・西宇和郡選挙区	八幡浜市及び西宇和郡伊方町	2人	新居浜市選挙区	新居浜市	4人	西条市選挙区	西条市	4人	大洲市・喜多郡選挙区	大洲市及び喜多郡内子町	2人	伊予市選挙区	伊予市	1人	四国中央市選挙区	四国中央市	3人	西予市選挙区	西予市	1人	東温市選挙区	東温市	1人	<p><b>愛媛県議会議員の定数_____及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</b>                      （_____各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p><b>第2条</b> 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項_____の規定により、愛媛県議会議員の_____各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">選 挙 区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">議員数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊予郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>南宇和郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>松山市・上浮穴郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td>今治市・越智郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>宇和島市・北宇和郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>八幡浜市・西宇和郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>新居浜市選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>西条市選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>大洲市・喜多郡選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>伊予市選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>四国中央市選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>西予市選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>東温市選挙区</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table>	選 挙 区		議員数	名 称	区 域	伊予郡選挙区		2人	南宇和郡選挙区		1人	松山市・上浮穴郡選挙区		16人	今治市・越智郡選挙区		6人	宇和島市・北宇和郡選挙区		4人	八幡浜市・西宇和郡選挙区		2人	新居浜市選挙区		4人	西条市選挙区		4人	大洲市・喜多郡選挙区		2人	伊予市選挙区		1人	四国中央市選挙区		3人	西予市選挙区		1人	東温市選挙区		1人
選 挙 区		議員数																																																																																							
名 称	区 域																																																																																								
伊予郡選挙区	伊予郡松前町及び砥部町	2人																																																																																							
南宇和郡選挙区	南宇和郡愛南町	1人																																																																																							
松山市・上浮穴郡選挙区	松山市及び上浮穴郡久万高原町	16人																																																																																							
今治市・越智郡選挙区	今治市及び越智郡上島町	6人																																																																																							
宇和島市・北宇和郡選挙区	宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	4人																																																																																							
八幡浜市・西宇和郡選挙区	八幡浜市及び西宇和郡伊方町	2人																																																																																							
新居浜市選挙区	新居浜市	4人																																																																																							
西条市選挙区	西条市	4人																																																																																							
大洲市・喜多郡選挙区	大洲市及び喜多郡内子町	2人																																																																																							
伊予市選挙区	伊予市	1人																																																																																							
四国中央市選挙区	四国中央市	3人																																																																																							
西予市選挙区	西予市	1人																																																																																							
東温市選挙区	東温市	1人																																																																																							
選 挙 区		議員数																																																																																							
名 称	区 域																																																																																								
伊予郡選挙区		2人																																																																																							
南宇和郡選挙区		1人																																																																																							
松山市・上浮穴郡選挙区		16人																																																																																							
今治市・越智郡選挙区		6人																																																																																							
宇和島市・北宇和郡選挙区		4人																																																																																							
八幡浜市・西宇和郡選挙区		2人																																																																																							
新居浜市選挙区		4人																																																																																							
西条市選挙区		4人																																																																																							
大洲市・喜多郡選挙区		2人																																																																																							
伊予市選挙区		1人																																																																																							
四国中央市選挙区		3人																																																																																							
西予市選挙区		1人																																																																																							
東温市選挙区		1人																																																																																							

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。